

【尾上岸壁の利用のルール】

長崎漁港尾上地区岸壁については、利用を巡って、混乱やトラブルが生じることが無いよう、長崎港湾漁港事務所において、下記に基づき、係留許可にかかる運用を行う。

1. 利用にかかる基本方針

長崎漁港尾上地区の岸壁は、地震や豪雨（以下、これらを「地震等」という。）で周辺地域が被災した際、救援物資輸送船を係留させる目的で整備されたものである。

この整備目的を踏まえ、地震等の救援物資輸送船の利用を優先させるが、従前の利用形態を踏まえ、台風等荒天時の避難係留場所としても利用させることとする。

なお、漁港事業で整備された岸壁であることを踏まえ、荒天時の利用は、漁船優先であるが、内港地区を日常的に利用している他の船舶について荒天時の利用を認める場合がある。

2. 通常時の利用

（１）基本方針に逸脱しない形で、通常時の利用を認めることとするが、利用可能な船舶は、以下のとおりとする。

- ① 災害時の訓練のために係留する船舶であること。
- ② 申請人が公共的団体等であること。
- ③ 営利目的でない遊覧ヨット（全長 15m 以上）であること。

（２）１回あたりの係留日数は、おおむね２週間を限度とする。

（３）利用を認める場合であっても、台風等荒天時の際には、速やかに移動することを条件とする。

3. その他

災害等で港内利用に支障を来す恐れがあると判断される場合には、上記によらない場合があるので、必要に応じ、当事務所港営課漁港管理班に問い合わせること。